

【イクボスメールみえ 第03号】改正育児・介護休業法が施行されました！

みえのイクボス同盟の皆さんに「イクボス」の取組推進の情報をお届けする「イクボスメールみえ」、今回は、育児・介護休業法についてお知らせします。

■■改正育児・介護休業法が施行されました■■

平成29年10月1日、改正育児・介護休業法が施行されました。

○改正のポイント「保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に！」

育児休業を取得可能な期間は原則、子が1歳になるまでと定められています。

ただし、1歳時点で、本人または配偶者が育児休業を取得しており、保育所に入れない等の特別な事情がある場合は、1歳6か月まで延長が可能となっていました。

今回の改正において、1歳6か月時点で同様の事情がある場合は2歳まで取得が可能になりました。

延長した場合は、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

その他、育児休業制度を周知する努力義務や、育児目的休暇の導入促進について改正されています。詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

■■お問い合わせ■■

(アドレスの変更・配信停止等につきましては、下記までご連絡ください。)

三重県健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課 家族サポート班

電話：059-224-2304 FAX：059-224-2270

電子メール：[shoshika@pref.mie.jp](mailto:shoshika@pref.mie.jp)

バックナンバーはこちら

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0074300049.htm>